

県産材の利用に関する協定締結要領

制定 平成28年5月11日 林産-200

第1 目的

本要領は、県外におけるウッドファーストあきた木材利用ポイント事業の実施によって、県外で新築される木造住宅の主要構造材等への県産材の活用を定着させることを目的とする。

第2 対象

この要領が対象とする者（以下「工務店等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工務店
- (2) 建築会社
- (3) 設計事務所
- (4) 住宅関連企業等で組織する団体

第3 協定締結の要件

県は、次の要件を満たす工務店等と、県産材の利用に関する協定（以下「県との協定」という。）を締結できるものとする。

- (1) 積極的に県産材を使用した住宅を建築しようとする工務店等で、県内の製材所等と5年間の県産材の安定需給に関する協定（以下「製材所等との協定」という。）を締結した者（参考様式参照）。ただし、直近3ヶ年において、県産材を使用した住宅の建築実績が年平均20戸未満の工務店等においては、製材所等との協定を要しないものとする。
- (2) 製材所等との協定による県産材利用率は、向上する計画であること、又はその率が70%を超える場合にあっては低下しない計画であること。

第4 申し込み

県との協定を締結しようとする工務店等は、知事に、県産材の利用に関する協定締結申込書（様式第1号）を提出するものとする。

第5 協定締結

知事は、前項の申込書の提出があった場合、その内容が第3に掲げる条件に合致していると認められる場合には、県産材の利用に関する協定書（様式第2号）を締結できるものとする。

第6 広報及び支援等

県は、県ホームページへの掲載等により、協定を締結した工務店等を周知するものとする。

- 2 工務店等は、自社のホームページ、広告等に、県産材の利用に関する協定を締結した工務店等である旨を表示することができるものとする。

第7 取り組み状況の報告

県産材の利用に関する協定を締結した工務店等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、県産材の安定需給に関する状況報告書（様式第3号）により、知事に報告しなければならない。

第8 協定の解除

知事は、協定を締結した工務店等が、この要領で定める取り組みを行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他を協定締結する工務店等として適当でなくなったと認められる場合には、協定を解除することができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月11日から施行する。